

議第331号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条各号列記以外の部分中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日
(第4号及び第5号に掲げる職員にあっては、平成23年12月31日)」に改め
る。

第3条中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第4条中「,平成22年6月及び同年12月」を「から平成23年12月までの
間」に改める。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している職員の給与の額の特例措置の期間を延長する必要がある
ので提案する。